

■ 免責基準

事故形態、事故回数等によって損害額の一部を免責します。免責額は、損害額に次の削減割合を乗じて算出します。

表1

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合		削減割合
燃料系統	・燃料系統の作用不良による事故 ・燃料漏れが原因による事故	10%
走行系統	・ブレーキ、駐車ブレーキ、ハンドル、クラッチの不良による事故 ・タイヤの不良による事故 ・ボルト、ナットのゆるみが原因による事故	30%
潤滑系統	・オイル不足、漏れ、汚れによる事故	50%
電気系統	・灯火装置の作用不良による事故 ・発音器、方向指示器による事故 ・電気系統の機能低下による事故	30%
冷却系統	・冷却水の不足、ファンベルトの調整不良による事故	30%
吸気系統	・シリンダーライナー、ピストンリングの摩擦等による事故	20%
伝導系統	・ベルト、チェーンの調整不足による事故	20%
作業装置	・変速装置の異常による事故 ・部品のゆるみ、脱落による事故	20%
	・油圧レバーの作動不良による事故	50%
油圧系統	・オイルの油量不足による事故 ・オイル漏れ、油圧装置の作動不良による事故	20%

表2

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
・建物など視野に入る物への接触 ・コンバインのオーガ未収納による事故 ・積載物制限違反による事故 ・暗がりでの作業による事故 ・運転席にいない間の機械移動による事故 ・機械内への工具等の置き忘れによる事故 ・エンジン始動時のギア外し忘れの事故 ・公道での徐行違反等による事故	20%
・公道での合図不履行による事故 ・サイドブレーキ等不履行による事故 ・欠陥、摩擦、その他自然消耗による事故	50%
・公道での法令違反等による事故	100%
・上記以外の稼働中、移動中の事故	10%
・盗難による盗取又はき損	10%

表3

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合
2回	10%
3回	30%
4回以上	50%

表4

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害 共済金支払の責 任を負わない割 合
①クローラの損傷事故(アイドラ等含む走行部)	購入及び交換1 年目10%。以降、 経過年数1年 につき10%増し。た だし、最高割合は 80%。
②耕耘爪(ロータリーの爪・サブソイラー破碎爪・溝切機の作耕刃等) ③刈刃・受刃等のカッター・ナイフ類 ④収穫機の搬送チェーン類 ⑤ローダのバケット類 ⑥引起しラグ(タイン) ⑦植付爪 ⑧田植機のゴム車輪 ⑨汎用コンバインのスラット・中耕ロータリーのハイド板	40%

※クローラの被害発生時には交換時期がわかる整備明細書等が必要になります

表5

通知の遅延期間	割合
1か月以上3か月未満	10%
3か月以上6か月未満	20%
6か月以上	30%
1年以上及び損害の確認が不可能な場合	100%

(注) 表1から表3に複数該当項目がある場合は最も高い削減割合を適用します。

表1から表3に加え表4、表5に該当がある場合はそれぞれ加算します。